

神奈川県特定水産動植物採捕許可処理要領（案）の制定の概要

令和2年10月
水産課

1 制定の理由

令和2年12月1日に、漁業法（昭和24年法律第267号。以下「法」という。）が改正され、組織的犯罪としての密漁の対象になりやすく、資源保護上、漁業調整上、特に深刻な影響を受けていると考えられる水産動植物を「特定水産動植物」に指定することができるようになります。「特定水産動植物」に指定された水産動植物の採捕は、漁業権や漁業の許可に基づく場合など、特別な場合を除き禁止され、違反した場合は懲役3年又は罰金3千万円以下の刑罰が処せられます。

なお、「特定水産動植物」には、漁業法施行規則（令和2年農林水産省令第47号。以下「規則」という。）により「なまこ」、「あわび」及び「うなぎ稚魚（全長13センチメートル以下のもの。）」の3種が指定されました（ただし、うなぎ稚魚については、令和5年12月1日から適用される。）。

また、法第132条第2項第4号の特定水産動植物の生育及び漁業の生産活動への影響が軽微な場合として、規則により「試験研究又は教育実習のために農林水産大臣又は都道府県知事の許可を受けた場合」と定められました。

そのため、知事が、規則第42条第2項の規定による試験研究又は教育実習を目的とした特定水産動植物の許可をするにあたり、必要な事項を定めた要領を制定します。

2 制定する内容

(1) 許可の基準

申請者が暴力団員であることなど、許可をしない場合について定めます。

(2) 許可の対象

試験研究又は教育実習を行う法人など、許可をすることができる者について定めます。

(3) 許可の申請

申請書の様式及び申請の際に添付する書類について定めます。

(4) 審査

許可を行うにあたっての審査の方法等について定めます。

(5) 許可証の交付

許可した場合に交付される許可証の様式を定めます。

(6) 不許可の通知

不許可とした場合の通知について定めます。

(7) 許可証の取扱い

許可証の再交付や記載事項の変更について定めます。

(8) 許可の取消し

許可を取り消す場合について定めます。

(9) 採捕の結果の報告

許可に基づく採捕を終了したときの採捕の結果報告の方法と報告書の様式について定めます。

(10) 附則

本要領の施行期日やその施行前の準備行為について定めます。

3 施行までの予定

11月 公布及び周知

12月1日 施行